

令和2年度

私たちの福祉活動計画

《金山町社会福祉協議会事業計画書》



社会福祉法人 金山町社会福祉協議会

令和2年度社会福祉法人金山町社会福祉協議会事業計画書

令和2年度社会福祉法人金山町社会福祉協議会重点事業

《地域福祉活動の推進》

令和元年度の重点事業を継続して進めていきます。さらにそれぞれの事業の拡充を図っていきます。

役場出向職員の配置による効果をさらに発揮しながら、町行政と共によりよい地域のまちづくりを進めていきます。また、地域包括支援センターなど関係機関と連携を深め、役職員一丸となって取り組んでいきます。

1.小地域生活支援ネットワーク形成事業

住み慣れた地域に住み続けるために、地域の特性を生かした生活支援ネットワークづくりの拡充

2.生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターによる、地域づくりを行ううえでの生活課題の把握や支え合い活動の発掘及び協議体の推進

3.いきいき生活倶楽部事業

予防に重点をおいた健康づくり体操を継続して実施、参加者の拡充

4.ゆうゆうの会事業

閉じこもり防止や健康維持、仲間づくりなど交流の場の充実

5.事業所経営の継続

事業所経営は年々厳しく、まずは職員体制を整え、サービスを提供する側が安心・安全な状態を確保し、利用者へのより良いサービスが提供できるよう努める。また、新事業の取り組みなども模索する。

“皆んなで築こうシルバーユートピア”

令和2年度 各種事業の展開

1. 社会福祉協議会の充実 事業運営及び経営、社協活動が円滑に行われるよう役員・事務局体制の整備・強化を進めます。

各種会議の開催	理事会 年4回 評議員会 年3回 監査 年2回
役員研修会	理事会の開催時に学習会を実施 自主研修会の実施 各種研修会への参加
職員研修会	各種会議・研修会への参加 自主研修
人材育成事業	介護職員初任者研修受講料の助成
町内外関係者との連携	町内関係機関、他市町村社協、ハートネットふくしま等
福祉団体育成・指導	民生児童委員協議会・老人クラブ連合会・赤十字奉仕団・共同募金委員会

2. 財源の確保 より良い事業を展開するために、自主財源の確保に努めます。

会員会費 共同募金 基金	一般会費、特別会費、賛助会費(7月) 赤い羽根募金(10月)、歳末たすけあい募金(12月) シルバーユートピア基金 財政調整基金
--------------------	---

3. 問題の発見とニーズの把握 常に地域の問題やそこに暮らす人のニーズを把握し、暮らしやすい地域づくりを進めます。

調査・研究	随時
心配ごと相談所の開設	常時、相談窓口を開設する。 特別相談所の開設(弁護士等) 弁護士による相談 5/20, 11/11
民生委員・児童委員との連携	情報の提供や交換を心掛け地域の実態を知る。
関係機関との連携	住民(利用者)にとって利用しやすいよう、関係機関との連絡を密にし、情報の共有に努める。
ミニミニサミット・お茶のみ会	様々な地域での集まりの場に出向き、活動を評価することで住民の気づきを促す。また、情報を提供しながら問題の発見やニーズの把握を行う。

4. 学習・研修の充実 住民の知識の向上や関心を高められるよう学習や研修、参加の機会を提供します。

社会福祉研修会	各種研修会の開催及び参加 地域ふれあい講習会 年1回
福祉のつどい	感謝状の贈呈やテーマを設定し地域住民の方々の学習の場とする。 9月

5. 広報活動の充実 社協活動への理解を深めるため、様々な手段を活用し、町内外に対する広報活動の充実を図ります。

社協だよりの発行	年2回の発行 7月 1月
その他の広報活動	チラシ・パンフレット・新聞などの活用、「こねっと」(近隣6町村)の発行及びホームページの有効活用

6. 福祉教育の推進 町内全校を福祉協力校に指定しながら、「ふくしの心」が育まれるよう小学校から高校までの継続性、関連性を持たせながら活動できるよう進めます。

福祉協力校の指定	町内全校町社協単独指定
学校教育懇談会	民生児童委員協議会が主催する、学校教育関係者との懇談会

7. 拠点づくり・ネットワークづくり 地域特性を生かしながら「地域のことは地域で」を基本に活動を進めるため、地域のネットワークづくりを進めます。また、ゆうゆう館が住民にとって身近なものになるよう活動を進めます。

小地域生活支援ネットワーク形成事業	地域に合った暮らしやすい地域づくりを、みんなの知恵と労力を出し合って進める。また、そこに係わる人達とのネットワークづくりを進める。
ボランティアセンターの運営	ボランティア活動の拠点とし、活動が円滑に進められるよう調整等を行う。
ゆうゆう人材センターの運営	社会資源を有効活用し、活動者の生きがいづくりや住民の暮らしを支援する。
老人福祉センター管理事業	老人福祉センターを活動の拠点として、地域福祉活動を進める。 【指定管理者】

8. 地域福祉活動の推進 住み慣れた地域で住み続けていくことができるよう各種活動の実施を行います。

一人暮らしの集い	一人暮らし高齢者の交流及び会食会 11/12,13
一人暮らし親睦旅行	一人暮らし高齢者の親睦旅行(日帰り) 6/5
高齢者及び母子世帯等除雪対策事業	自助・互助・共助が見込まれない対象者に対する除雪作業員の派遣
防火対策事業	防火指導のあった軽易ものに対する助成事業
生活用具貸付事業	ベッドや車椅子、エアマットの貸出
福祉バスの管理運行	福祉事業等に対して貸出、運行する。
生活支援体制整備事業	介護保険の新しい総合事業として行うもので、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)としての活動と協議体の運営を、行政や地域包括支援センター等と協働しながら、これまで取り組んできた地域福祉活動の充実、新たな活動の推進を図る。【町受託事業】 また、認知症地域支援推進員の配置により、連携を図りながら進める。

ゆうゆうの会	高齢者が町内で元気に暮らし続けるために、交流の場を提供しながら、閉じこもりの防止や健康の維持、仲間づくりなど、日常生活を暮らしやすくするために支援する。月3回開催(ゆうゆう館・買い物ツアー)
サロン事業の推進	各地域でのサロン事業の支援や普及活動を行う。
地域ふれあい事業	シルバーユートピア基金を活用し、地域内での交流事業や高齢者等の支援活動に対する助成事業(募集年2回、利用は1回のみ)
資金貸付事業	愛の金庫貸付事業 生活福祉資金貸付事業
日常生活自立支援事業(あんしんサポート事業) 各市町村実施	在宅の認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等で判断能力が低下している方に対し、生活の支援をする。(生活支援員)
生活困窮者自立支援事業の連携	自立相談支援事業開始にあたり関係者との連携を図りながら支援を行う。
ひまわりの会(協働事業)	知的障害者の地域参加を促し、日常生活の自立を図るために交流の場として月1回開催する。住民課と協働する。

9. 保健・福祉サービスの充実 関係機関との連携を図りながら、より良いサービスが提供できるよう積極的に進めます。

訪問介護事業	介護保険事業所 訪問介護・訪問入浴介護事業 介護予防・日常生活支援総合事業 指定第一号訪問事業 障害福祉サービス事業所 居宅介護事業または訪問入浴サービス事業 安否確認訪問活動
認知症地域支援推進員事業	認知症地域支援推進員を配置し、認知症の早期発見やより良い支援を行う。【町受託事業】
いきいき生活倶楽部	介護予防事業として、「元気でまっせ体操」中心に開催する。高齢者の仲間づくり、生きがいつくり、病気等の予防など生き生きと生活できるよう支援する。(5地区・毎週月～金・午前)【町受託事業】
お弁当いかがですか	配食サービス 週3回(月・水・金) 【町受託事業】
外出支援サービス事業	障害者や寝たきり等の通院等支援 【町受託事業】